

青森県報

第二千七百二十一号

平成十八年
十二月二十二日
(金曜日)

目次

規 則

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (人事課) ……

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢福祉課) ……

公 告

土地立入の通知…………… (監理課) ……

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正…………… (事務局) ……
海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数…………… (同) ……

規 則

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十二日

青森県規則第百二号

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年六月青森県条例第六十五号)の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

告 示

青森県告示第九百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 日
名 称	名 称	年 月 日
社会福祉法人虹	居宅介護支援事業所野いちこ	平成一八・三・三
主たる事務所の所在地	所 在 地	
青森市問屋町一丁目一五の二〇	青森市問屋町一丁目一五の二〇	

公 告

土地立入の通知

青森県から、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし

青森県知事 三 村 申 吾

書の規定により、次のとおり土地立入の通知があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十八年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

一般国道二百七十九号改築工事（青森県上北郡野辺地町字向田地内）及びこれに伴う県道付替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

青森県上北郡野辺地町字向田地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十九年一月一日から同年三月三十一日まで

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十四号

平成十八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

弘前市町田地区ふれあいセン ター	"	大字町田一丁目四の 一
---------------------	---	----------------

を

弘前市町田地区ふれあいセン
ター

" 大字町田一丁目四の一

に改める。

弘前市千年交流センター

三 " 大字原ヶ平五丁目の一

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

平成十八年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 四、五四五人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、二二三一人

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭